

消費者庁は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、食品表示基準の緩和策を次々と発表している。しかし、そんなにあわてて緩和を打ち出してよいものだろうか。

最初に緩和策が通達されたのが、3月3日の「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について」である。

弾力的運用の中身は「中国産として原料原産地表示を行っている商品について、中国産と表示されているのに、実際に使用されている原材料が中国産でなくても構わない」というものだ。

その旨を店頭等で周知しなければならぬが、なぜそんな表示間違いを認めるかというと「中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足のため」としている。

中国産原材料が不足？

中国産の原材料の仕入れを予定している、包装資材には「中国産」と印刷されている。包装資材は、一般的には数カ月分の在庫を持っている。ところが、中国産が手に入らず中国以外の国から仕入れることになった。

その際、原料原産地表示を修正するために印刷の変更や、訂正シ

新型コロナウイルス感染拡大の裏で進められる食品表示の緩和

感染拡大で原材料が調達できなくなることを見越して、食品表示を緩和する通達が出ています。でも実際問題、原材料不足は起きていないわけで、早すぎる対応ではないでしょうか。



垣田 達哉

ールを貼付するのは手間であり、コストもかかる。そこで、緊急措置として「商品の表示が間違っても表示違反には問わない」ということだ。

ただし、それでは偽装と同じことになるので「一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、適時適切な情報伝達がなされていること」が条件となっている。

3月3日時点での中国の感染者数は8万人を超えていたが、中国から輸入される食品で、消費者庁が言う「供給不足となった」とされる原材料が何かは公表されていない。こうした運用は、消費者庁が農林水産省と相談して出しているが、3月初旬の時点で農水省はどの食品であっても、品不足が起きているとは言っていない。表示基準を緩和するのは先走りすぎだ。

食料不足はないと農水省

緩和措置はこれだけではない。

同月9日には「米トレーサビリテイ法」(外食店等で、使用している米の産地表示を義務付けるもの)にも、弾力的運用を認めている。中国産の米は、ほとんどがせんべい等の米加工品に使われるが、中国産の米が輸入不足になったという話も、農水省は一切公表していない。

さらに4月10日には、弾力的運用を、中国だけでなく世界中の国に適用し、対象も原料原産地だけでなく、原材料そのものや添加物、栄養成分の量、製造所や加工所の住所等に加え、米トレーサビリテイと製造所固有記号まで拡大している。表示上間違いがあってもいけないのは、アレルゲン、消費期限、加熱の有無といった安全に関する表示のみである。

緩和措置の対象を世界中の国々に、しかも多くの表示項目に拡大した理由を、消費者庁は「新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響をおよぼしつつあることに伴い、食品原材料または添加物の供給停滞により、原材料等の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更により即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産および流通の円滑化に支障が生じることが危惧されている」からだという。

この通達は、消費者庁、農水省、厚生労働省の3省庁連名で出されているが、農水省は4月に入ってからホームページで「食料供給情報」を掲載し「食料品は十分な供給量・供給体制を確保しています」「十分な量が確保されています」「海外からの輸入が滞っているという